

様式第 1 号（第 7 条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	介護予防・日常生活支援総合支援事業対象者の決定		
根拠法令 及び条項	地域支援事業実施要綱別記1の第2の1（1）ア（ウ）及び（2）ア（イ） 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣 が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）		
審査基準	☒ 有（第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 4 条第 2 項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）		
	【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 1 対象者 （1）介護予防・生活支援サービス事業（法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号に基づく事業） 法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号に規定する居宅要支援被保険者等を対象に実施する。 居宅要支援被保険者等とは、居宅要支援被保険者のほか、 ・ 介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 2 の 4 第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 2 7 年厚生労働省告示第 1 9 7 号）に掲げる様式第 1（以下「基本チェックリスト」という。）の記入内容が同基準様式第 2 に掲げるいずれかの基準に該当した者（以下「事業対象者」という。） （2）一般介護予防事業 一般介護予防事業は、当該市町村の第 1 号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者を対象に実施するものとするが、住民主体の通いの場に 6 5 歳未満の住民が参加し、ともに介護予防に取り組むことを妨げるものではない。		
審査基準 設定年月日	平成 2 9 年 4 月 1 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	☒ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） 期間（申請のあった日から 3 0 日以内） ☐ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	平成 2 9 年 4 月 1 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康福祉部 長寿支援課		

備考	
----	--

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。